

## 公共事業用地の取得及び処分に関する制度の改善を求める意見書

現在、我が国の経済情勢は景気回復の基調にあると言われていています。しかし、回復の度合いは産業間や地域間で大きな格差があります。

また、バブル経済崩壊以降、各自治体では財政再建、公共事業の見直しなど歳出の抑制に努めてきました。しかし、現在の制度のもとでは、長期事業計画により先行取得した土地の処分や新たな計画による土地の取得にも限界があります。

よって、国におかれては、公共事業を円滑に推進するために、公共事業用地の取得及び処分に関する下記の事項について積極的な措置を講ずるよう強く要請します。

### 記

- 1 土地開発公社保有地で長期事業計画の変更などにより、当初の取得目的に供することができなくなった土地の処分については、租税特別措置法の特別控除を引き続き継続できるよう柔軟な解釈と制度の改正をすること。

また、長期にわたる賃貸借契約ができる制度に改善を図ることや、保有土地を地方自治体が計画的に再取得するための基金創設などについて支援策を講ずること。

- 2 公共事業用地や代替地の取得について、譲渡所得に対する特別控除額の引き上げなど税制上の優遇措置を拡大すること。

また、公共用地取得が2カ年以上にわたる場合は、譲渡所得の特別控除を通算適用とすること。

- 3 公共事業用地の先行取得にかかわる農地取得制限の緩和を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年9月3日

上田市議会議長 土 屋 陽 一